

茨 城 労 働 局
栃 木 労 働 局
群 馬 労 働 局
埼 玉 労 働 局
発 表
平成 27 年 12 月 25 日

担当	茨城労働局労働基準部監督課 課長 佐川正孝 電話 029-224-6214
当	栃木労働局労働基準部監督課 課長 西本直哉 電話 028-634-9115
	群馬労働局労働基準部監督課 課長 遠藤光 電話 027-896-4735
	埼玉労働局労働基準部監督課 課長 子安成人 電話 048-600-6204

北関東 4 労働局が合同で実施した年末建設一斉監督の結果について ～516 現場のうち約半数で労働安全衛生等に係る法違反～

北関東の 4 労働局（茨城・栃木・群馬・埼玉）では、平成 27 年 12 月 1 日（火）から 12 月 14 日（月）までの間、建設工事に対する一斉監督を実施しました。

年末・年始の時期は繁忙期となり、年度末に向けた工事量も増加し、長期休暇を控えて現場内での作業が輻輳すること等から、労働災害が特に発生しやすい時期であるため、重篤な労働災害の防止に向けて監督指導を実施したものです。

本監督指導の実施結果は、別紙「北関東 4 局一斉建設現場監督指導実施結果」のとおりです。

【監督指導実施結果の概要】

○監督指導実施工事現場数

北関東 4 労働局管内の労働基準監督署が監督指導を実施した工事現場数：516 箇所

（下請業者を含めた全事業者数は 2262 件）

（参考）栃木局：98 箇所（下請業者を含めた全事業者数は 583 件）

○法令違反の状況

〈北関東 4 局〉

516 箇所の工事現場のうち、労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場数：259 箇所（50.2%）、下請業者を含めた違反事業者数 595 件（26.3%）

516 箇所の工事現場のうち、高所作業において墜落防止措置（手すりを設置する等）が講じられていないなど、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、設備の使用停止命令

等の行政処分を行った件数：86 件（工事現場数 41 箇所）

〈栃木労働局〉

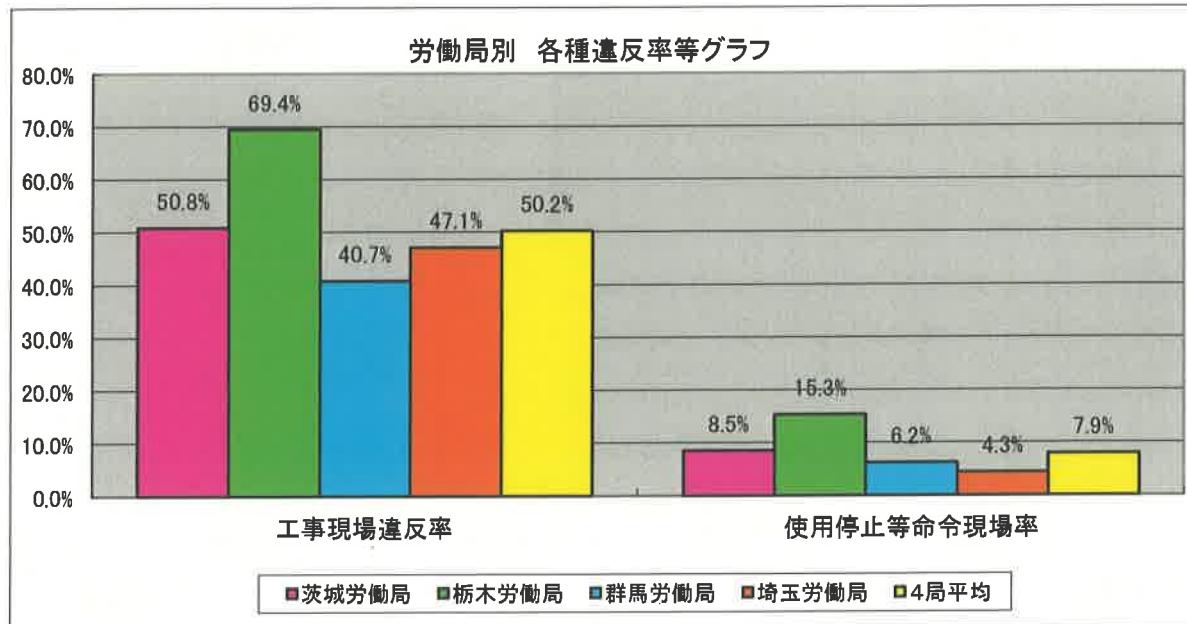
**98 箇所の工事現場のうち、何らかの労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場：
68 箇所 (69.4%)、下請業者を含めた違反業者数 197 件 (33.8%)**

設備の使用停止命令等の行政処分を行った件数：39 件（工事現場数 15 箇所）

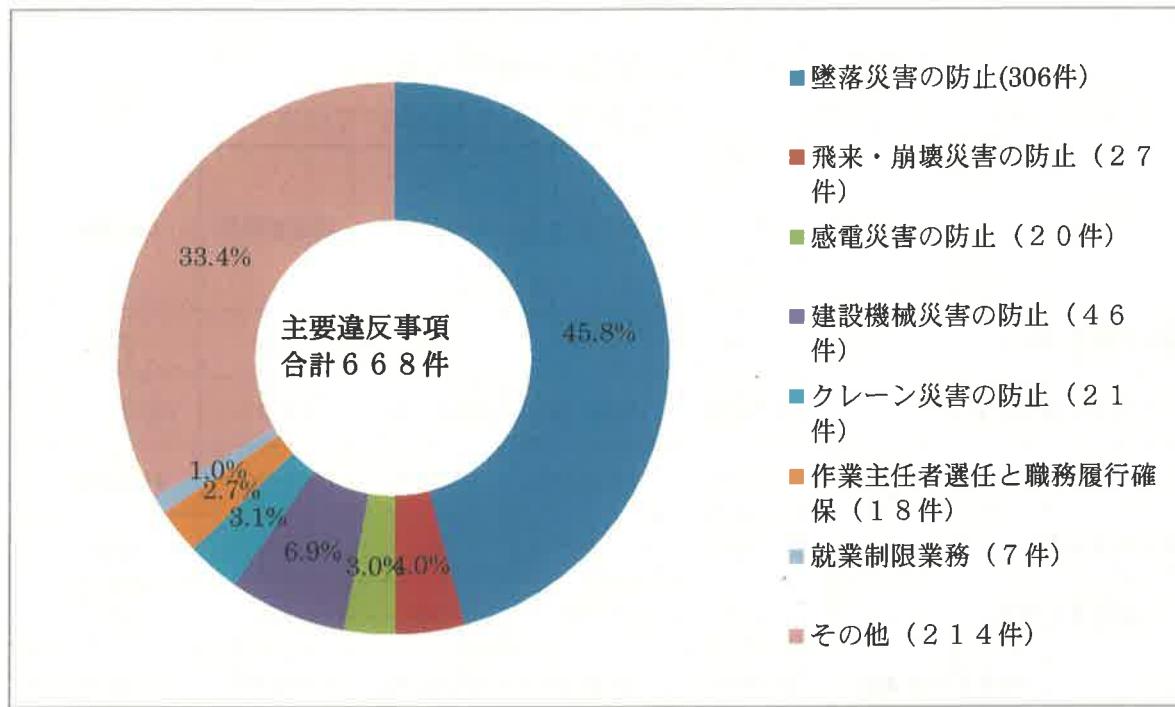
北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果

1 北関東4労働局における一斉建設現場監督指導実施結果については次のとおりです。

	茨城労働局	栃木労働局	群馬労働局	埼玉労働局	4局合計
監督実施工事現場数	118	98	162	138	516
うち違反工事現場数	60(50.8%)	68(69.4%)	66(40.7%)	65(47.1%)	259(50.2%)
うち使用停止等処分現場数	10(8.5%)	15(15.3%)	10(6.2%)	6(4.3%)	41(7.9%)
監督実施工事業場数	587	583	255	837	2262
元請事業場数	120	98	162	140	520
うち違反事業場数	56(46.7%)	68(69.4%)	58(35.8%)	57(40.7%)	239(46.0%)
下請事業場数	467	485	93	697	1742
うち違反事業場数	70(15.0%)	129(26.6%)	84(90.3%)	73(10.5%)	356(20.4%)
使用停止等命令書交付事業場数	18(3.1%)	39(6.7%)	16(6.3%)	13(1.6%)	86(3.8%)



2 主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 306 件 (45.8%) と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反 46 件 (6.9%)、飛来・崩壊災害の防止に関する違反 27 件 (4.0%)、クレーン災害の防止 21 件 (3.1%) の順で多くなっています。



3 今後の方針

北関東の4労働局では、今回の一斉監督指導の結果を踏まえ、今後も建設現場に対する重点的な監督指導を実施するなど引き続き建設工事における労働災害の防止に向けた対策に取り組むこととしています。

(参考) 主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
就業制限に係る業務 (安衛令 20 条)	・重さ1トン以上の荷をクレーンにかける玉掛け作業について、無資格の労働者が作業をしていた。
安全装置等の有効保持 (安衛則 28 条)	・電動丸ノコの歯の接触予防装置が機能しない状態で使用していた。
計画の届出等 (安衛則 85 条)	・張り出し足場を設置していたにもかかわらず、計画の届出がされていなかった。
墜落等による危険の防止 (安衛則 519 条・653 条)	・高さが2メートル以上の足場や開口部について、墜落防止用の手すり等を取り付けていなかった。
通路 (安衛則 540 条)	・作業場に通ずる場所に安全かつ十分な通路が確保されていなかった。
作業場の床面 (安衛則 544 条)	・作業場の床面につまずきの要因となる段差があった。
架設通路 (安衛則 552 条・654 条)	・架設通路の墜落防止措置を講じていなかった。
最大積載荷重 (安衛則 562 条)	・足場について最大積載荷重の表示がされていなかった。
呼吸用保護具の使用 (粉じん則 27 条)	・アーク溶接の作業に際して防じん用マスクを使用させていなかった。

* 安衛令:労働安全衛生法施行令 安衛則:労働安全衛生規則 粉じん則:粉じん障害防止規則

